

令和8年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱

制定 令和8年3月31日付け 産振第940号

(趣旨)

第1条 近年、担い手不足や高齢化等による荒廃農地の増加、物価高騰による生産コストの上昇が問題となっている。一方、産出額が全国第1位を誇る枝物においては国内外で需要が拡大し、供給が追いつかない状況にある。これを踏まえ、県産枝物の生産力強化により収益力を高め、物価高騰に対応するため、規模拡大の意向のある枝物生産者及び新たに枝物の生産を希望する者を対象に、荒廃農地等の再生による枝物生産農地の確保の取組、並びに生産農地の拡大に伴って増加する労力の削減に向けた機械類の導入の取組を支援し、生産体制の強化を図る。

(通則)

第2条 令和8年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第3条 本事業は、次の各項に掲げる支援から構成されるものとし、事業の内容、補助対象者、補助対象経費、補助率等については別表、別記1及び別記2に掲げるとおりとする。

- 1 荒廃農地等再生支援
- 2 生産体制強化支援

(定義)

第4条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 枝物

切り花に分類されるもののうち切り枝に分類される品目をいう。（花桃、千両、若松、柳類等）

2 再生作業

賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して行う伐根、障害物除去、深耕、整地及び土壌改良をいう。

また、既存の枝物生産圃場のうち、株枯れ等により生産性が著しく低下した農地の一部（以下「生産性が低下した農地」という。）について行う、部分改植を目的とした伐根、整地、排水改善、土壌改良も含むこととする。

3 再生面積

補助対象となる農地のうち、再生作業を実施し、枝物を栽植する農地の面積をいう。

4 新規就農者

認定新規就農者をいう。

(事業の推進体制)

第5条 県は、市町村及び関係機関の協力を得て事業を適正に推進するものとする。

(事業の実施等)

第6条 事業の着手については、原則、規則第5条に定める交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

2 本事業を活用するに当たっては、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は事業内容に応じた適切な規模の施工、機械の選定をするよう努めなければならない。

3 荒廃農地等再生支援及び生産体制強化支援に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、交付申請書（様式第1号）を別記1で定める荒廃農地等再生支援で再生する農地が所在する市町村長を経由し、知事が別に定める日までに農林事務所に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項で定める交付申請書の提出があった場合は、内容を確認の上、様式第2号により農林事務所に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 農林事務所長は、第7条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書について、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは予算の範囲内で速やかに交付決定を行い、補助事業者には様式第3号により、市町村長には様式第4号により通知するものとする。

なお、交付決定を行った場合は、その写しに様式第1号およびその添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の通知の内容に不服があるとき、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までにその旨を記載した届出を農林事務所長に提出した場合は、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更)

第 10 条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 5 号）により市町村長を経由して農林事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業の廃止
- (3) 補助対象経費の 30%を超える増又は国費の増
- (4) 補助対象経費又は国費の 30%を超える減

2 市町村長は、前項で定める変更承認申請書の提出があった場合には、内容を確認の上、様式第 2 号により農林事務所長に提出するものとする。

3 農林事務所長は、変更承認申請書の変更の内容が適切と認めた場合には、補助事業者には様式第 6 号により、市町村長には様式第 4 号により通知するものとし、その写しを知事に提出するものとする。

(概算払)

第 11 条 補助金は、原則、事業完了後交付するものとする。ただし、農林事務所長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定した額の 90%を限度とし、概算払により交付することができる。

なお、農林事務所長が補助金交付決定額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項のただし書の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第 7 号）を市町村長を経由して農林事務所長に提出しなければならない。

3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 12 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 8 号）を市町村に提出し、市町村長を経由して農林事務所長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項で定める実績報告書の提出があった場合は、内容を確認の上、様式第 2 号により令和 9 年 2 月 19 日までに農林事務所長に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 農林事務所長は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の

書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には様式第9号により、市町村長には様式第4号により通知するものとする。なお、額の確定を行った場合は、その写しに様式第8号及び別添を添えて知事に提出するとともに、令和9年3月31日までに補助事業者への支払を完了させる。

- 2 農林事務所長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したとき、既にその額を超える補助金が交付されていた場合には、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限及び延滞金は別に定めるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 農林事務所長は、第10条第1項の規定による補助事業の変更の申請があった場合及び次の各号に示す場合には、第8条の規定による交付決定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく農林事務所長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、本事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 各号に掲げる場合のほか、補助事業者が本事業の目的に反する行為をした場合
- 2 農林事務所長は、前項の規定による交付決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 農林事務所長は、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち取得価格が50万円以上又は1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具を同時に購入し、その取得価格の合計金額が50万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵相令

第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(以下、「処分制限期間」という。)において、農林事務所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額(加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。)を県に納付した場合又は農林事務所長が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他農林事務所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならない。
- 4 処分制限期間において、農林事務所長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 取得財産等で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第 10 号)及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その収入及び支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 58 の規定による帳簿の保存は、同法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 71 に定める期間とする。
- 3 前項までに基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(効率的かつ適正な執行の確保)

第 17 条 県は、本事業の実施に関し、必要な限度において、補助事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 県は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補則)

第 18 条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

別表

支援	取組内容	補助率及び補助上限額	事業実施主体	重要な変更
荒廃農地等再生支援	荒廃農地等の再生、生産性が低下した農地の改植による枝物生産農地の拡大	補助率は、補助対象経費の2分の1以内。ただし、新規就農者が50a以上の農地を再生する場合においては、3分の2以内。 補助上限額は、1aあたり2万円。	規模拡大の意向のある枝物生産者及び生産者団体、新たに枝物の生産を希望する者及び生産者団体	(1) 補助事業者の変更 (2) 事業の廃止 (3) 補助対象経費の30%を超える増、又は国費の増 (4) 補助対象経費又は国費の30%を超える減
生産体制強化支援	農地の拡大により増加する労力の削減に資する機械類の導入による生産体制の強化	補助率は補助対象経費の2分の1以内、補助上限額は事業実施主体の構成人数によらず150万円まで	荒廃農地等再生支援を活用し、10a以上の農地において、再生作業を実施する者	同上

別記1 荒廃農地等再生支援

第1 補助対象者

補助対象者は、規模拡大の意向のある枝物生産者及び生産者団体、新たに枝物の生産を希望する者及び生産者団体とする。

第2 補助対象となる農地

本事業の補助対象となる農地は、遊休農地、荒廃農地、田、生産性が低下した農地等とする。

なお、いずれも茨城県内の農地に限る。

第3 補助対象経費及び補助率等

- 1 本事業における、補助対象経費、これに対する補助率及び補助上限額は下表に定めるところにより、抜根、障害物除去、深耕、整地、排水対策及びその他再生作業又は土壌改良に資するものとする。ただし、客土及び盛土は補助対象外とする。

なお、資材費及び消費税相当額は補助対象経費に含まないものとする。

費目	内容	補助率	補助上限額
機械経費	自主施工に係る機械損料、リース代、機械借用料等	1/2 以内 ※2/3 以内	上限 2 万円 /1a
委託費	再生作業に係る委託費、再生作業によって生じた廃棄物処分料		
労務費	荒廃農地等の再生作業に係る人件費		
工事雑費	再生作業に係る保険料等		

※新規就農者が 50a 以上の農地を再生する場合、補助率は 2/3 以内とする。

- 2 交付する補助額は、申請する各ほ場の補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切捨てた額）及び補助上限額のいずれか小さい額とする。

なお、補助対象となる再生面積は 1a からとする。

- 3 荒廃農地等の再生作業に係る市町村単独補助等を活用する場合には、市町村単独補助額と本事業の補助額の合計が事業費を超えない範囲で認めるものとする。

第4 採択要件

- 1 採択要件は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 再生作業を実施した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、3年以上枝物を生産すること。ただし、原則、県が定める花き栽培基準、又は既存産地の慣行栽培に準ずる栽植密度により栽培することとする。
- (2) 令和9年2月12日までに、対象農地の再生作業を完了させ、市町村に実績報告書（様式第8号）を提出すること。
- (3) 令和10年3月17日までに、対象農地の栽植作業を完了させ、市町村に栽植完

了報告書（様式第8号）を提出すること。

- (4) 農地の所有者と事業実施主体が異なる場合は、農地中間管理機構を通じた原則10年以上の貸借権の設定により、当該農地を耕作する権利を有していること、又は有することが見込まれること。
- (5) 農地中間管理機構以外を通じた貸借権の設定期間中の場合においては、その貸借権が満了となったときに農地中間管理機構を通じた原則10年以上の貸借権の設定をすることを要件とする。

2 採択にあたっては、交付申請に係る書類を知事が別に定める日までに提出した事業実施主体のうち、次の各号に示す優先順により、事業予算額に達するまで採択するものとする。

- (1) 再生面積が多い者
- (2) 改植面積が多い者
- (3) 再生面積又は改植面積が同じ場合は、申請した補助金額が低い者
- (4) 過去の当該事業による補助金交付額が少ない者

第5 実績報告

- 1 実績報告は、要綱第12条に定めるところによるものとする。
- 2 農林事務所長は、実績報告書が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第6 実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、令和10年3月17日までに栽植作業を完了させ、栽植完了報告書（様式第8号）を市町村に提出し、市町村長を経由して農林事務所長に提出することとする。
- 2 事業実施主体は、令和11年12月末日までに、枝物の生産面積、栽培状況等を記載した実施状況報告書（様式第11号）を市町村に提出し、市町村長を経由して農林事務所長に提出することとする。
- 3 農林事務所長は、1又は2の報告を受けた場合、その内容を確認し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第7 事業（荒廃農地等再生支援）の中止等

- 1 次の各号に掲げる事由により、栽植完了後3年以上の枝物の生産が困難になった旨の申請（様式第12号）があった場合は、事業（荒廃農地等再生支援）の中止又は事業対象農地の変更を認める。
 - (1) 豪雨、地震等の自然災害により、枝物の生産が困難である場合。
 - (2) 枝物の生育に支障が生じ、生産継続が困難となった場合。ただし、改植が可能な場合は、改植により生産維持に努めるものとする。

- (3) 事業実施主体本人の死亡及び高齢又は事業実施主体本人若しくはその家族の病気、その他これらに類する事由により枝物生産の継続が困難である場合。
 - (4) 事業実施主体が団体である場合、団体の構成員が死亡したこと等により、団体として枝物の生産の継続が困難である場合。
 - (5) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合、又は同法第 3 の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売り渡し、若しくは使用させた場合。
 - (6) 地権者の意向により、再生作業を実施した農地の貸借契約を解約し、枝物生産が継続できなくなった場合。
 - (7) 各号に掲げる場合のほか、事業実施主体の責めに帰さない事由により、枝物の生産が困難である場合。
- 2 農林事務所長は、前項による事業実施主体からの申請が適当であると認める場合は、様式第 13 号により事業実施主体に通知するものとする。

第 8 留意事項

- 1 外部業者に再生作業を委託する場合及び外部業者から機械を借用する場合等は、業者選定について、3 者以上の見積もりの徴収を原則とする。
- なお、3 者以上の見積もりの徴収が困難と認められる場合には、理由書をもって 2 者以下の見積もりの徴収も可能とする。
- 2 事業実施主体は、自主施工により再生作業を実施する場合は、農林水産省で定める「令和 6 年度土地改良工事積算基準」、国土交通省で定める「公共建設工事標準単価積算基準」、県で定める「令和 7 年度公共工事設計労務単価表」等により算出するものとする。

別記2 生産体制強化支援

第1 補助対象者

補助対象者は、別記1に定める荒廃農地等再生支援を活用し、10a以上の農地において、再生作業を実施する者とする。

第2 補助対象経費及び補助率等

1 補助対象となる機械類は、次の各号に示す労力削減に資する機械類とする。なお、疑義が生じた場合には、産地振興課と協議するものとする。

- (1) 除草作業に係る機械類（乗用草刈機、ハンマーナイフモア等）
- (2) 薬剤散布作業に係る機械類（ドローン、スピードスプレーヤー、動力噴霧器等）
- (3) 剪定枝処理作業に係る機械類（チップパー、充電式剪定ハサミ等）
- (4) 出荷調整作業に係る機械類（結束機等）

2 補助対象経費は、前各号に定める機械類の導入経費とし、補助率は2分の1以内、補助上限額は事業実施主体の構成人数によらず150万円までとする。

なお、既存機械の更新にかかる経費及び消費税相当額は補助対象経費に含まないものとする。

3 交付する補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切捨てた額）及び補助上限額のいずれか小さい額とする。

第3 採択要件及び導入する機械類の要件

1 採択要件は、別記1第4に定めるところによるもののほか、次の各号に示す要件を満たすものとする。

- (1) 令和8年度の荒廃農地等再生支援を活用し、10a以上の農地において、再生作業を実施すること。
- (2) 下表に掲げる機械を導入する場合には、事業実施主体の令和11年の枝物の計画面積が当該表に示す利用下限面積を上回ることを目安とする。

(a)

導入する機械	利用下限面積
乗用草刈機	70
ハンマーナイフモア	50
ロボット草刈り機	50
ドローン	370
スピードスプレーヤー	200
動力噴霧器	80
ブームスプレーヤー、クローラスプレーヤー	100

(a)

導入する機械	利用下限面積
チッパー	10
結束機	160
充電式剪定ハサミ	10

なお、表に定めていない機械を導入する場合は、事業実施主体の枝物生産面積（既に枝物を生産している面積を含む。）、生産及び出荷数量等を勘案して機械の能力及び規模を決定することとする。

2 導入する機械類の要件は、次の各号に定める要件を満たすものとする。なお、これ以外で疑義が生じた場合には、産地振興課と協議するものとする。

(1) 原則、本体価格が 15 万円以上の機械類であること。ただし、導入する機械類のアタッチメント、バッテリー等で本体価格が 15 万円に満たない場合、他に導入する機械類と一体となって効果を発揮する場合に限り対象とする。

(2) 原則、新品であること。ただし、既存の機械類の有効利用の観点及び地域の実情から見て適当と認められる場合は、中古機械の利用によるものを含むことができる。

なお、この場合、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の機械とする。

(3) 令和 9 年 2 月 12 日までに導入が完了する機械類であること。

第 4 事業の実施手続等

事業の実施手続は、要綱第 7 条から第 13 条までに定めるところによるものとし、原則、荒廃農地等再生支援の手続と併せて行うものとする。

第 5 実績報告

1 事業実施主体は、要綱第 12 条に定めるところにより実績報告を行うものとする。

2 農林事務所長は、実績報告書（様式第 8 号）が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。ただし、生産体制強化支援により導入した機械類を使用して、荒廃農地等再生支援による再生作業を実施する場合には、実績報告書の受領に先んじて現地確認を行うこととする。

第 6 留意事項

1 業者選定について、3 者以上の見積もりの徴収を原則とする。なお、中古の機械導入等 3 者以上の見積もりの徴収が困難と認められる場合には、理由書をもって 2 者以下の見積もりの徴収も可能とする。

- 2 機械の能力及び規模は、事業実施主体の枝物生産面積（既に枝物を生産している面積を含む。）、生産及び出荷数量等を勘案して決定する。また、茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める機械については、利用下限面積を上回ることを目安とする。
- 3 事業実施主体は、機械の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、作業日誌、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。
- 4 本事業を活用して導入した機械には、実施年度及び事業名を明記するものとし、機械を使用するにあたっては、農作業安全の手引きに従い適切な使用につとめることとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 「令和6年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱」及び「令和7年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱」に基づき実施した事業については、従前の例によることとする。